

I 支部長選任規程

- 1 毎年第3回運営委員会で翌期の支部長立候補者募集開始の時期条件等を定め告知する。
- 2 運営委員会を選挙管理委員会とし、選挙管理委員長1名を互選する。
- 3 選挙管理委員長は全会員から支部長立候補者を募集する。
- 4 立候補者が複数あるときは、全会員の投票により第一位を獲得した者が支部長候補者となる。
- 5 全会員からの立候補者が出ないとき、又は第一位を獲得したものが立候補を辞退したときは運営委員会が候補者を決め、現支部長が立候補を要請する。

(付則) この規程は2024年9月11日から施行する。

II 会員に関する規程

1 (入会)

本支部への入会は、入会申込書を提出し、例会に出席して自己紹介を行い、希望などを述べて、支部ニュースに掲載されている日帰り支部山行（体験山行）に参加し、同行した山行リーダーが支部長に推薦を行い、支部長が承認を行った後、所定の会費を納入して本支部への加入が確定する。

2 (権利)

- (1) 会員は、会の行事に参加し、例会等で意見を述べる事ができる。
- (2) 会員は、山行計画に希望を述べる事ができる。
- (3) 会員は、自ら山行計画を企画し、運営委員会の手続きを経てその山行のリーダーとなる事ができる。また他のリーダーに協力してサブリーダー勤める事ができる。
- (4) 会員は、望まない山行や事業に参加を強制されることはない。
- (5) 会員は、山行活動中に健康上若しくはやむを得ない個人の事情等の理由により活動を中断することができる。但し、健康上の理由による山行活動中断の場合は、単独で下山等をしてはならない。山行中断者は付き添い下山者の同行を断ってはならない。
- (6) 会員は、支部山行に参加するほか、個人山行を企画し、参加者を募集し、また他者の個人山行に参加することができる。個人山行の定義、規程は別に定める。

3 (義務)

- (1) 会員は、入会決定後、別に定める会費を払わなければならない。
- (2) 会員は、その行動において常に自己責任の自覚のもとに、山行に際しては適切な装備を整え、自己の安全な行動を心がけるとともに、常に同行者の安全確保にも配慮するものとする。
- (3) 会員は、山行活動中はリーダーの指示に従わなければならない。
- (4) 会員は、自己の都合によるキャンセル料等の支出が生じたときは、その代金を負担しなければならない。
- (5) 会員は、支部の活動中の事故の際の遭難救援者費用、個人賠償保険を担保する契約の傷害保険に加入するものとする。原則としてこの契約内容を有する保険に加入しなければ会の行事に参加できない。
- (6) 会員は、新規に保険に加入した場合、および契約を更新した場合はすみやかに保険係にメール等によりその内容を報告しなければならない。
- (7) 支部山行に参加するに際しては、別に定める「参加者心得」に従うものとする。
- (8) 会員は、支部運営に必要な業務担当に積極的に参加し、協力するものとする。

※参考：2024年度 支部運営担当部門は以下の14部門 任期は一年

支部長、副支部長 2, 会計監査、会計係、山行委員、印刷発送係、会報係、会場係、例会受付係 2, 書記係、Webサイト係、保険名簿係、入会対応係、本部連絡係

(付則) この規程は2024年9月11日より施行する。

Ⅲ 個人情報に関する規程

本支部が、入会希望者から入会に際し受領する個人情報に関しては、以下のとおり取り扱うものとする。

本支部は、その主たる活動が個人のグループによるハイキングや登山など、アウトドア活動が主であり、常に活動中に事故に遭遇する危険を内包することから、入会する個人にかかわる、氏名・住所・通信手段のほか、事故に備えて緊急連絡先の氏名、続き柄、通信手段等の提出を受けている。

本支部は、会員から個人情報の提供を受けるに際し、以下の囲み内の条項について提示し同人の承認を得て情報の提供を受けることとする。

情報の管理については管理責任者を定め慎重な取り扱いを行い、外部に漏洩することはあってはならない。但し、個人が支部山行活動中に交通事故、山岳事故などに遭遇し、その生命維持に緊急に必要となる場合は、本人の了解が取れない場合でも救急隊、警察官などへ個人情報を告知することは個人情報保護条項の適用除外とする。

(付則) この規程は 2024 年 9 月 11 日より施行する。

個人情報の取り扱いについて

- 1 個人情報取扱い者の名称 新ハイキングクラブ横浜支部（以下本支部という）
- 2 個人情報の利用目的
ご記入いただいた個人情報は、本支部の活動を目的とした連絡及び案内と名簿作成など本支部会員管理のために利用します。
- 3 個人情報の第三者提供について
ご記入いただいた個人情報について、本支部会員以外の第三者へ提供することはありません。
- 4 個人情報の取扱いの委託について
ご記入いただいた個人情報の取り扱いについて、第三者へ委託することはありません。
- 5 個人情報の開示等及び問合せについて
本支部が保有する個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止に応じる窓口は、7の問い合わせ先と同じです。
- 6 個人情報をご提供頂かない場合の取り扱い
必要事項をご記入いただけない場合、本支部に加入できない場合があります。
- 7 本支部の個人情報取扱いに関する苦情、相談等の問合せ先
新ハイキングクラブ横浜支部 支部長 * * * *
電話：* * * * メール：* * @ * * * *

上記の個人情報に関する取り扱いについて同意しました。

_____ 年 ____ 月 ____ 日 氏名 _____

○入会に際して提出を受ける申込書類に上記「個人情報の取り扱いについて」を申込書と一体にして本人の署名を受ける（2024年4月1日から使用）。

IV 会費規程

会則第 10 条（財務・会計）に定める会費は、次の通りとする。

- 1 会員一名 年会費 3,000 円とし前年度末までに一年分を指定の口座に払い込むものとする。
送金手数料は振込人負担。現金受付は行わない。
- 2 但し、月例会欠席した会員が当該月の支部ニュースの送付を希望する場合は、年会費に 900 円を増額した金額を年会費とする。家族会員は一名まで無料とする。
- 3 年度途中の入会者の当該年度の年会費は入会月により減額される。金額は別表 1 のとおりとする。途中退会者には、返金しない。

4 **振込先** ゆうちょ銀行

○ゆうちょ銀行本支店から振り込む場合 口座名：新ハイキングクラブ横浜支部

通常貯金口座：(記号) 10200 (番号) 77216431

○その他金融機関から振込む場合

振込先銀行 ゆうちょ銀行 (店名) 〇二八 (店番) 028

普通預金口座：(口座番号) 7721643

(付則) この規程は 2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 途中入会の金額 欠席月の支部ニュースの送付要/不要の金額

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A	送付/要	3900 円			2600 円			1300 円					
B	送付/不要	3000 円			2000 円			1000 円					

A：例会欠席月の支部ニュース送付要の場合の途中入会年会費の金額

B：例会欠席月の支部ニュース送付不要の場合の途中入会年会費の金額